

第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、地震防災対策特別措置法に定める「地震防災緊急事業五箇年計画」及び府が作成した「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（「第2編 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第2節 地震災害予防対策の推進」参照）